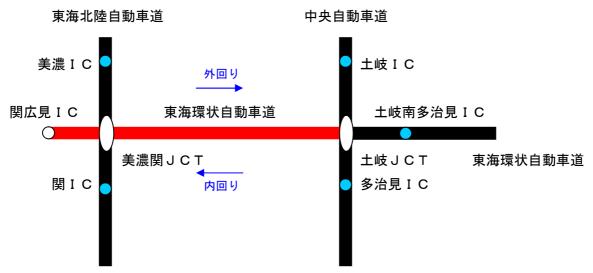
通行止め時の乗り継ぎ料金調整について

東海環状自動車道(土岐JCT~関広見IC間)

5月8日(火) 夜8時~5月9日(水) 朝6時

高速道路をご利用され、東海環状自動車道の土岐JCT~関広見IC間の通行止め区間を一般道に迂回して乗り継がれるお客さまにつきましては、所定の調整方法により通行料金の調整をいたします。また、東海環状自動車道が通行止め解除後に、通行止め区間の途中のICで乗り継ぐ場合にも料金調整を行います。

※通行券でご利用のお客さま・ETCをご利用のお客さま、ともに料金調整を行います。



土岐JCT~関広見IC間通行止め時

通行止め区間	流出指定 I C ※ 1 (乗継証明書発行 I C)	再流入指定 I C ※ 2	備考
内回り 土岐 JCT~ 関広見 IC	土岐 IC	美濃 IC 関IC	※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、直近ICで流出していただきます。その場合、当該ICを流出指定ICとして扱います。
外回り 関広見 IC~ 土岐 JCT	美濃 IC 関 IC	土岐 IC 多治見 IC 土岐南多治見 IC	(乗継証明書を発行します。) ※2 流出指定ICで流出後、通行止めが解除された 場合は、通行止め区間内のIC(流出指定IC 含む)で流入されても料金の調整を行います。

※ご注意:24時間以内に乗り直し指定ICで乗り継いで下さい。